

## NEWS 01

# 固定資産税や市・道民税などがコンビニでも支払い可能に

全国の主要な店舗で納付できます

## 納税がより便利に!

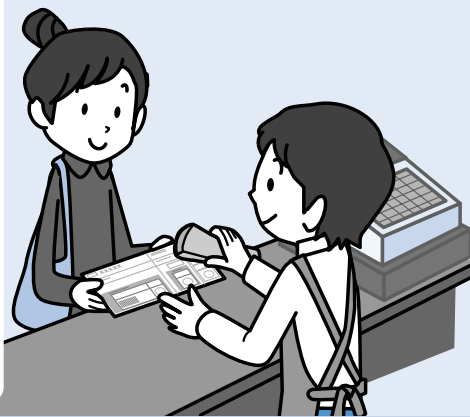
お近くのコンビニで、土・日曜や夜間でも支払いできるようになります。

### Q1 支払いできるようになる税金は?

固定資産税・都市計画税と市・道民税(普通徴収)です。

### Q2 いつから?

23年度分の支払いからです。固定資産税・都市計画税は4月中旬以降、市・道民税は6月中旬以降に納税通知書を送付します。



固定資産税・都市計画税と市・道民税(普通徴収)の支払いが、金融機関はもちろん、全国の主要なコンビニでもできるようになります。納付可能な店舗は、送付する納税通知書の裏面に記載されていますのでご確認ください。

今後、コンビニで支払いが可能となることで、納付場所

【詳細】税制課 ☎(21) 2 2 8 2

### 二重払いにご注意を

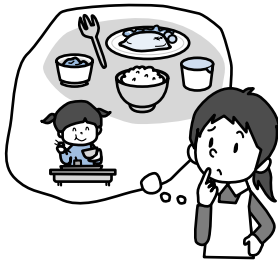
従来の「期別納付用」と、まとめて支払いできる「全額納付用」が同封されていますので、二重払いのないようにしてください。

### その他の注意

- 納付書にバーコードが印刷されていない場合(支払額が30万円を超える場合)はコンビニで支払いはできません。
- 領収証は納税の証明となりますので、必ず保管してください。

## 未納が増えると給食の提供に支障が

給食費は食材の購入に使われています。未納額が大きくなると、購入できる食材が限られ、栄養のバランスの良い献立が組めなくなる恐れがあります。



### 給食費の未納状況 数値は平成21年度

未納額は **7,140万円**  
未納率 **1.12%**

給食を実施している学校  
市内の小中学校など308校

対策

### 支払い同意書の提出

給食費の重要性を確認していただくため、全ての保護者に提出をお願いします



### 法的措置の実施も

支払えるにもかかわらず支払わない場合に実施することがあります

### 支払いが困難な場合は?

経済的な理由でお困りの方に、学用品費や給食費などの費用を援助する就学援助制度があります。年度途中でも申請できますので、学校にご相談ください。

市立小中学校や特別支援学校での給食費の未納対策を、4月から強化します。

具体的には、給食費の支払いを約束する同意書を全ての保護者に提出してもらうほか、支払いができるにもかかわらず支払いをしない悪質な保護者に対して、裁判所を通じた

法的措置を行います。経済的な理由で支払いが難しい場合は、就学援助制度を含め学校で相談に応じます。子どもたちの健やかな成長のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【詳細】給食担当 ☎(21) 3 8 3

## NEWS 02

# 給食費の未納をなくすため 新たな対策を行います

悪質な未納者には法的措置を実施